

市有財産売買仮契約書（案）

売出人 北九州市（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとし、実測面積と差異が生じてもお互いに異議を申し立てないとともに、売買代金の増減を請求しないものとする。

資産 の別	所 在	公簿 地目	公簿 地積	仮換地 地積

（売買代金）

第3条 前条の物件の売買代金は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 土地区画整理事業における換地処分の結果、本件土地に関する清算金の交付及び徴収が生じたときには、乙に一切の権利・義務が帰属するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、仮契約締結の際に契約保証金（以下「保証金」という。）として、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納入しなければならない。ただし、既納の入札保証金をこの保証金の一部に充当することができる。

2 前項の保証金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める保証金には、利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により第1項に定める保証金を乙に還付するものとする。ただし、第1項に定める保証金を売買代金の一部に充当することができる。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金の全額を、第30条で定める本契約の成立後30日以内に、甲の発行する納入通知書により、甲に納入

しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める売買代金を納入した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、売買代金納入の際、当該所有権の移転登記に必要な書類及び第16条に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書等を甲に提出しなければならない。

3 所有権移転登記に関する手続きは、甲が行うものとする。

4 乙は、甲が所有権移転登記を嘱託する前までに、登録免許税相当額の印紙又は国税出納金整理資金領収証書を甲に提出しなければならない。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は、乙が第3条に定める売買代金を納入した時に、甲から乙に対し引渡しがあったものとする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、代金の減額の請求、及び損害賠償の請求をすることはできない。

(工事着手及び竣工の通知義務)

第9条 乙は、「折尾土地地区画整理事業22街区集約売却 制限付一般競争入札実施要領」に基づき、入札参加申込書と共に提出した事業計画書（甲が第12条の規定により当初の事業計画書の変更を承認しているときは、変更後の事業計画書をいう。以下「事業計画書」という。）に基づく建築物等の工事（以下「建築物等の工事」という。）に着手したとき、及び建築物等の工事が竣工したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(工事の着手及び完了)

第10条 乙は、第7条に定める引渡しの日から2年以内に、建築物本体の杭打ち工事、地盤改良工事、山留め工事又は根切り工事に係る工事に着手しなければならない。ただし、事前に書面により甲の承諾を受けた場合は、引渡し前に工事着手することができる。

2 乙は、売買物件について、建築物等の工事を完了させ、引渡しの日から4年以内に、事業計画書に記載している内容の用途に供さなければならない。

(用途制限)

第11条 乙は、売買物件を引渡しの日から10年間（以下「指定期間」という。）は事業計画書に記載している内容以外の用途（事業計画書に記載している内容に供するための工事を行う場合を除く。）に供してはならない。

(事業計画書の変更)

第12条 乙は、前条に定める指定期間が満了するまでの間に、やむを得ない事由により事業計画書の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の内容を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 なお、甲及び乙の協議のうえ、甲が軽微な変更と認めるものについては、あらかじめ変更内容を甲に通知しなければならない。

(所有権移転の禁止)

第13条 乙は、事業計画書に基づく共同住宅等の分譲の場合を除き、仮契約締結の日から指定期間満了の日まで、売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権移転若しくは法人の合併をしてはならない。

(義務の変更、解除)

第14条 乙は、売買物件について、やむを得ない事由により、第10条、第11条及び前条に定める義務の内容を変更し、又は解除する必要がある場合には、詳細な事由及び事業計画書の履行に関する内容を付した書面により申請し、その承認を受けなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

(買戻しの特約)

第15条 甲は、乙が仮契約締結の日から買戻し期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

(1) 第10条第1項に定める義務に違反して建築物等の工事に着手しなかったとき。

(2) 第11条に定める義務に違反して事業計画書に記載している内容以外の用途に供したとき。

(3) 第13条に定める義務に違反して所有権の移転をしたとき。

2 前項に定める買戻しの期間は、第30条で定める本契約成立の日から10年間とする。

3 買戻しの特約に関する手続きは、甲が行うものとする。

(買戻しの登記)

第16条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定に基づき、期間を第30条で定める本契約成立の日から10年間とする買戻権並びに第18条第1項及び第2項に定める特約事項の登記に同意する。

(買戻しの登記の抹消)

第17条 乙は、買戻し期間満了前に、前条の登記を抹消する必要がある場合には、抹消を必要とする事由及び事業計画書の履行に関する内容を付した書面により甲に申し出ることができる。

2 甲は、乙から申し出があった場合、この契約に定める義務が確実に履行されると認めるときは、書面によって承認し、前条の登記を抹消することができる。

3 前項により承認した場合は、第15条第2項の買戻しの期間は終了するものとする。

(買戻権の行使)

第18条 甲は、第15条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使するときは、第28条に規定する契約等の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第19条 乙は、仮契約締結の日から指定期間満了の日まで、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

2 乙は、仮契約締結の日から指定期間満了の日まで、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

- 第20条 甲は、この契約に定める義務の履行に関して、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件についてこの契約に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(公租公課等の負担)

- 第21条 売買物件につき、乙を義務者として課された公租公課は、乙の負担とする。

(契約の解除)

- 第22条 甲は、次の各号に定める事由が生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、第4条に定める契約保証金は甲に帰属するものとし、乙に損害を与えても、甲は補償の責めを負わない。
- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、この契約に定める義務に違反したとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙が、仮契約の締結にあたり虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (5) 乙が、仮契約の締結後、第5条に定める義務を履行するまでの間に、暴力団、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(違約金)

- 第23条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に対して支払わなければならない。
- (1) 第11条、第13条、第19条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の3割に相当する金額。
- (2) 第20条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の1割に相当する金額。
- (3) 前条第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、第3条に定める売買代金の3割に相当する金額。
- 2 前項の違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

- 3 第1項の違約金は、契約保証金から控除し、なお不足を生ずる場合は追徴するものとする。

(返還金等)

第24条 甲は、第22条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復の義務)

第25条 乙は、甲が第15条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第22条の規定により解除権を行使したときは、自己の負担において売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することが適当でないと認めたときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の、また、解約権を行使した場合においては契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第26条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため、又は義務に違反したために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金との相殺)

第27条 甲は、第24条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第23条、第25条第2項又は前条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約等の費用)

第28条 仮契約の締結及び履行並びに所有権の移転登記並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民への配慮)

第29条 乙は、売買物件引き渡し以降においては、十分な注意をもって
売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留
意するものとする。

(本契約の成立)

第30条 この仮契約は、折尾土地区画整理事業地内22街区の集約売却
に係る各民有地(末尾表示の土地)の全てについて、甲への所有権移
転登記が完了した時、本契約として成立し、この仮契約書を本契約書
とみなすこととする。

(疑義の決定)

第31条 この契約に関し疑義があるとき又はこの契約に定めていない事
項で約定する必要があるときは、甲、乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴訟の管轄は、甲の事務所所在地を管轄区域
とする地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印の
うえ、各自その1通を保有するものとし、仮契約は次のとおり各自記名
押印したときに確定する。

令和 年 月 日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市

代表者 北九州市長 武 内 和 久

乙 住所

氏名

末尾表示 (集約売却に係る各民有地)

街区 番号	画地 番号	従前地地番	仮換地 地積
計			

覚 書 (案)

●●●●●●●●●● (以下「甲」という。)と、北九州市 (以下「乙」という。)とは、折尾土地区画整理事業地内22街区における集約売却 (売却希望の民有地を集約し隣接する市有地とセットで売却すること)に係る各民有地 (以下「対象民有地」という。)の売買について、次のとおり覚書を締結する。

(対象民有地の売買)

- 第1条 甲は、対象民有地について、本覚書締結から30日以内に、末尾表示の金額で、各土地所有者とそれぞれ土地売買契約を締結しなければならない。また、土地売買契約に要する費用 (収入印紙代等)は、全て甲が負担する。
- 2 前項の定めによる土地売買契約について、その契約内容は、乙が同意したものでなければならない。また、契約締結の際には、原則として、乙が立ち会うものとする。

(土地売買契約の解除)

- 第2条 甲は、対象民有地の一部で土地売買契約を締結できなかった、又は解除した場合で、かつ、乙が指示した場合は、遅滞なく対象民有地の土地売買契約を全て解除しなければならない。
- 2 前項の定めにより、土地売買契約を解除したことにより甲に生じた損害について、乙は何ら賠償することを要しない。

(契約保証金)

- 第3条 甲は、本覚書締結の際に、本覚書に定める甲の義務の履行を担保するため、保証金として金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を乙に納入しなければならない。ただし、既納の入札保証金をこの保証金の一部に充当することができる。
- 2 前項の保証金は、第6条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 乙は、甲が全ての対象民有地の所有権移転登記を完了したとき、甲の請求により第1項に定める保証金を甲に還付するものとする。ただし、甲の申し出により第1項に定める保証金を、別途締結する市有財産売買契約の代金の一部に充当することができる。
- 5 乙は、次の各号に該当する場合で、それが土地所有者の責に帰すべき事由であると乙が認める場合を除き、甲に契約保証金を返還しない。
- (1) 第1条に定める期限内に、全ての対象民有地の土地売買契約締結が完了しないとき。
- (2) 前条の定めにより、甲が対象民有地の土地売買契約を解除したとき。
- (3) 甲が、第5条第2項に定める義務に違反したとき。

(所有権移転登記)

- 第4条 対象民有地の所有権移転登記は、甲の責任において行うものとし、乙は一切関与しない。また、対象民有地の所有権移転登記に要する費用は、全て甲が負担する。
- 2 甲は、全ての対象民有地の土地売買契約を締結した後でなければ、対象民有地について一切の所有権移転登記を行ってはならない。ただし、乙が認める場合はこの限りではない。

(土地所有者の情報)

第5条 乙は、甲が対象民有地の土地売買契約を締結するため、土地所有者の個人情報（氏名、住所、電話番号、土地情報等）を甲に提供する。

2 甲は、前項に定める個人情報について、他に漏らしたり、別の用途で使用したりしてはならない。

(損害賠償)

第6条 甲はこの覚書の定めに違反して乙に損害を与えたときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(疑義の決定)

第7条 本覚書に関し疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

 氏名

乙 北九州市小倉北区城内1番1号
 北九州市
 代表者 北九州市長 武 内 和 久

末尾表示（対象民有地の売買金額）

街区番号	画地番号	仮換地地積	売買金額
計		m ²	金〇〇〇，〇〇〇，〇〇円

土地売買契約書（案）

売渡人_____（以下「甲」という。）と買受人_____（以下「乙」という。）とは、北九州市が実施した折尾土地区画整理事業地内22街区の集約売却（以下「集約売却」という。）の事業者募集結果に基づき、次のとおり土地売買契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、次に掲げる売買土地（以下「本件土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。
- 2 本件土地について、実測面積と差異が生じてもお互いに異議を申し立てないとともに、売買代金の増減を請求しないものとする。

所 在	公簿 地目	公簿 地積	仮換地 地積
北九州市八幡西区●●●●●● (仮換地 22街区 ●—●画地)	宅地	●●●㎡	●●●㎡

（売買代金）

- 第2条 本件土地の売買代金は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。
- 2 土地区画整理事業における換地処分の結果、本件土地に関する清算金の交付及び徴収が生じたときには、乙に一切の権利・義務が帰属するものとする。

（契約の費用）

- 第3条 不動産売渡証書の作成費（本契約書に貼付する印紙を含む。）、及び所有権移転登記手続き費用は、その一切を乙が負担する。

（売買代金の納入）

- 第4条 乙は、集約売却に係る各民有地（以下「対象民有地」という。）全ての売買契約を乙が締結後30日以内に、甲が発行する請求書により、第2条に定める売買代金を一括して納入しなければならない。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

（所有権移転時期）

- 第5条 本件土地の所有権移転の時期は、乙が前条の規定により売買代金を完納した時とする。

(所有権移転の登記)

第6条 本件土地の所有権移転の登記は、第4条の規定による対象民有地全ての売買契約を乙が締結し、かつ全ての対象民有地の売買契約に係る売買代金の全額の完納確認後、乙が行う。

(土地の引渡し)

第7条 本件土地は、乙が第2条に定める売買代金を完納した時に、甲から乙に対し引渡しがあったものとする。

(契約不適合責任)

第8条 本件土地に本件契約の内容に適合しないものがある場合、乙は、甲に対して、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害倍書の請求及び契約の解除をすることはできない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 甲及び乙は、次の各号について確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本件契約を締結するものではないこと。
- (4) 本件契約締結後、土地又は本件契約により取得した権利を反社会的勢力の活動の用に供し、又は、この用に供されることを知りながら譲渡又は貸与すること。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、本件契約に関して、次の行為をしないこと。
 - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(解約の解除)

第10条 乙が対象民有地の一部で、土地売買契約を解除した、又は土地売買契約を令和 年 月 日までに締結できなかった場合で、かつ、北九州市から指示された場合は、何ら意思表示を要することなく、本件契約は当然に終了する。

- 2 甲と乙は、相手方に本件契約に違反する行為があったときは、書面により本件契約を解除するものとする。ただし、甲又は乙は、相手方に前条のいずれかに違反する行為があった場合、何らの催告を要せずして、本件契約を解除することができる。

- 3 甲又は乙は、前2項の規定により本件契約を解除した場合は、これにより相手方に生じた損害（本件契約の締結及び履行等に関し、相手方が支出した一切の費用を含む。）について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

(原状回復義務等)

第11条 前条の規定により本件契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

- 2 乙は、甲が前条の規定により契約を解除したときは、甲の指定する期日までに土地を現状に回復し、返還しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、本件契約に違反した場合、相手方が被った損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第11条第1項の規定により受領済みの金員を返還する場合において、乙が甲に前条に定める損害賠償金を支払うときは、返還する金員の全部又は一部と相殺することができる。

(公租公課等の負担)

第14条 本件土地に係る公租公課その他一切の費用は、第7条に規定する土地の引渡し日までは甲の負担とし、その後は乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第10条の規定により本件契約が解除された場合、土地に有益費、必要費又はその他の費用を支出していても、これを甲に請求することができない。

(管轄裁判所)

第16条 本件契約から生じる一切の法律関係に基づく紛争については、本件土地の所在地を管轄区域とする裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 本件契約に定めのない事項又は本件契約の内容に疑義を生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

本件契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

令和 年 月 日

制限付一般競争入札参加表明書

北九州市長 武内 和久 様

(法人又は連合体名)

名称

(法人又は連合体の代表構成員)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担当者連絡先)

部署名

職氏名

電話

FAX

E-mail

下記物件の制限付一般競争入札への参加を表明します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 参加申込日 | 令和 7 年 7 月 1 0 日 (木)、1 1 日 (金) |
| 2 | 入札日 | 令和 7 年 8 月 8 日 (金) |
| 3 | 物件 | 折尾土地区画整理事業地内 2 2 街区の一部 (1,067.56 m ²) |
| 4 | 最低売却価格 | 金 1 6 3, 3 3 6, 6 8 0 円 |

制限付一般競争入札参加申込書【単独参加者用】

令和 年 月 日

北九州市長 武内 和久 様

貴市の 2 2 街区集約売却に係る制限付一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、あわせて入札参加資格に規定する入札に参加することができない者でないことを誓約いたします。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

1. 物件の表示

所 在 折尾土地区画整理事業地内 2 2 街区の一部
 画地番号②-1、②-2、③-1、③-2、⑥、⑦、⑧、⑨
地 目 宅地（現況）
地 積 1, 0 6 7. 5 6 m²

2. 参加申込者

住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印

※代表者印で押印してください。

3. 担当者連絡先

所 属	
担当者名	
住 所	
電話・FAX	TEL：() — FAX：() —

制限付一般競争入札参加申込書【共同参加者用】

令和 年 月 日

北九州市長 武内 和久 様

貴市の 2 2 街区集約売却に係る制限付一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、あわせて入札参加資格に規定する入札に参加することができない者でないことを誓約いたします。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

1. 物件の表示

所 在 折尾土地区画整理事業地内 2 2 街区の一部
画地番号②- 1、②- 2、③- 1、③- 2、⑥、⑦、⑧、⑨
地 目 宅地（現況）
地 積 1, 0 6 7. 5 6 m²

2. 参加申込者

【参加者①】

住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印
買受者に決定した場合の土地の持分	/

【参加者②】

住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印
買受者に決定した場合の土地の持分	/

【参加者③】

住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印
買受者に決定した場合の土地の持分	／

3. 担当者連絡先

商号又は名称	
所 属	
担当者名	
住 所	
電話・FAX	TEL : () — FAX : () —

※ 共同で参加申込を行う場合は、全員について記載及び押印してください。

※ いずれも代表者印で押印してください。

※ 売却後の所有権移転登記手続きは、当該参加申込書に記載された土地の所有関係に基づき行うものとします。ついては、共同で参加申込を行う場合は、参加申込時点で買受者に決定した場合の土地所有の持分割合等を必ず記入してください。

共同事業者についての調書

令和 年 月 日

北九州市長 武内 和久 様

貴市の 2 2 街区集約売却に係る制限付一般競争入札に参加するに当たり、買受者と決定した場合の共同事業者について、必要書類とともに報告します。

なお、この調書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、あわせて入札参加資格に規定する入札に参加することができない者でないことを誓約いたします。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

1. 物件の表示

所 在 折尾土地区画整理事業地内 2 2 街区の一部
画地番号②- 1、②- 2、③- 1、③- 2、⑥、⑦、⑧、⑨
地 目 宅地（現況）
地 積 1, 0 6 7. 5 6 m²

2. 入札参加申込者

住 所	
商号又は名称	

3. 共同事業者

【共同事業者①】

役割分担	
住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印

【共同事業者②】

役割分担	
住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印

【共同事業者③】

役割分担	
住 所	
商号又は名称	
代表者の役職・氏名	印

- ※ 共同事業者がいる場合は、全員について記載及び押印してください。
- ※ いずれも代表者印で押印してください。
- ※ 役割分担の欄には『〇〇施設部分の管理・運営担当』『△△施設部分の管理・運営担当』『分譲担当』等を記載してください。

役 員 一 覧

(法人名)

役職名	(ふりがな) 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女		明・大・昭・平 年 月 日

※ 本様式には、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員を記載してください。

※ 社会福祉法人等については定款等で定めた役員全員を記載してください。

※ 共同参加者・共同事業者ごとに作成してください。

送信先：北九州市都市整備局

折尾総合整備事務所事業調整課宛

E-mail (seibi-jigyouchousei@city.kitakyushu.lg.jp)

FAX (093-602-3128)

(様式 4)

質 問 書

実施要領『 』該当項目	
ページ・項目等	記 載 内 容

質 問 内 容

商号又は名称	
所 属	
担当者名	
住 所	
電話・FAX	TEL : () — FAX : () —

※この質問書は1枚につき、1項目としてください。

委任状【単独参加者用】

代理人 住所
(受任者)

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の制限付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件の表示

所 在 折尾土地区画整理事業地内22街区の一部
画地番号②-1、②-2、③-1、③-2、⑥、⑦、⑧、⑨

地 目 宅地（現況）

地 積 1,067.56 m²

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者の役職・氏 名

印

(※代表者印で押印のこと)

委任状【共同参加者用】

代理人 住 所

(受任者)

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の制限付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

物件の表示

所 在

折尾土地区画整理事業地内22街区の一部

画地番号②-1、②-2、③-1、③-2、⑥、⑦、⑧、⑨

地 目

宅地（現況）

地 積

1,067.56 m²

令和 年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者の役職・氏 名

印

(※代表者印で押印のこと)

住 所

商号又は名称

代表者の役職・氏 名

印

(※代表者印で押印のこと)